

第3章



地球環境保全の積極的推進

第3章 地球環境保全の積極的推進

第1節 地球温暖化の防止【地域政策課・環境政策課・森林整備課】

1 島根県における地球温暖化対策【環境政策課】

本県では、2000年に策定した「島根県地球温暖化対策推進計画」の計画期間が2010年度までであることから、2011年度以降の県内の地球温暖化対策を推進する計画として、2011年3月に「島根県地球温暖化対策実行計画」を新たに策定しました。

この計画では、温室効果ガス排出量の削減目標（2020年度の排出量を1990年度と比べて23%以上削減）とエネルギー使用量の削減目標（2020年度の使用量を1990年度と比べて8%以上削減）を定め、「温室効果ガス削減対策の見える化」による取組の支援や、「島根県地球温暖化対策協議会」を中心として地球温暖化対策を全県で展開することなどにより、「低炭素社会の実現により持続可能な発展するしまね」を目指して取組を進めていきます。

(1) 県内の温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量

2012年度の県内の温室効果ガス排出量（速報値）は653万1千トンで、前年度と比べて5.0%の増加、基準年である1990年度と比べると16.9%の増加となりました。

なお、森林吸収量を含めると、1990年度に比べて11.0%の減少となりました。

また、2012年度の県内のエネルギー使用量は50,642TJ（テラジュール）で、前年度と比べて2.5%の減少、基準年である1990年度と比べると4.5%の減少となりました。

温室効果ガス排出量やエネルギー使用量が前年度に比べて減少した主な要因は、東日本大震災後の節電・省エネの取組の定着や、前年度に比べて冬季の気温が高く推移したことが考えられます。

1990年度と比較した部門別の伸び率を見ると、二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量とも、民生業務部門が最も大きくなっています。これは、事務所や小売り等の床面積が増加したことによる空調や照明設備の増加、オフィスのOA化に伴う電力使用量が増加したことなどが考えられます。

表3-1-1 島根県の温室効果ガス排出量

（単位：千t-CO₂）

| | 1990年度 (基準年) | 2011年度 (基準年比) | 2012年度 (基準年比) | 前年度からの 増減 | 2012年度 構成比率 |
|------------------------|-----------------|--------------------|--------------------|--------------|----------------|
| 二酸化炭素 | 4,926 | 5,826 (+18.3%) | 6,139 (+24.6%) | 5.4% | 94.0% |
| エネルギー起源 | 4,847 | 5,699 (+17.6%) | 5,997 (+23.7%) | 5.2% | 91.8% |
| 産業部門 | 1,716 | 1,857 (+8.2%) | 2,012 (+17.2%) | 8.3% | 30.8% |
| 運輸部門 | 1,489 | 1,298 (-12.8%) | 1,235 (-17.1%) | -4.9% | 18.9% |
| 民生業務部門 | 723 | 1,179 (+63.1%) | 1,279 (+77.0%) | 8.5% | 19.6% |
| 民生家庭部門 | 919 | 1,365 (+48.6%) | 1,472 (+60.2%) | 7.8% | 22.5% |
| 廃棄物部門 | 79 | 126 (+60.8%) | 141 (+79.6%) | 11.7% | 2.2% |
| その他の温室効果ガス | 663 | 394 (-40.5%) | 392 (-40.8%) | -0.5% | 6.0% |
| 合計 | 5,588 | 6,220 (+11.3%) | 6,531 (+16.9%) | 5.0% | 100.0% |
| 森林吸収量 | - | Δ1,520 (-27.2%) | Δ1,560 (-27.9%) | 2.6% | |
| 森林吸収量を加えた 温室効果ガス排出量 | 5,588 | 4,700 (-15.9%) | 4,971 (-11.0%) | 5.8% | |

表3-1-2 島根県のエネルギー使用量

(単位：TJ)

| | 1990年度 (基準年) | 2011年度 (基準年比) | 2012年度 (基準年比) | 前年度からの 増減 | 2012年度 構成比率 |
|---------|-----------------|--------------------|--------------------|--------------|----------------|
| 産 業 部 門 | 16,961 | 14,181 (-16.4%) | 14,176 (-16.4%) | -0.0% | 28.0% |
| 運 輸 部 門 | 20,845 | 17,705 (-15.1%) | 16,526 (-20.7%) | -6.7% | 32.6% |
| 民生業務部門 | 7,298 | 10,064 (+37.9%) | 10,205 (+39.8%) | 1.4% | 20.2% |
| 民生家庭部門 | 7,922 | 9,988 (+26.1%) | 9,735 (+22.9%) | -2.5% | 19.2% |
| | 53,026 | 51,937 (-2.1%) | 50,642 (-4.5%) | -2.5% | 100.0% |

(2) 事業者向け地球温暖化対策の実施

事業者における地球温暖化防止に向けた取組を推進するために、省エネルギーを中心とした支援を行いました。

- ・しまねストップ温暖化宣言事業者の登録
省エネ等の目標を独自に設定した事業者を登録。
(参加登録事業所累計：2,722事業者)
- ・エコ経営相談の実施
事業者の環境に関する相談を受付。
(相談数：285件)
- ・エコアドバイザーの派遣
事業所設備の省エネ診断等を実施。
(派遣数：17事業者、延べ派遣件数36件)
- ・エコアクション21認証取得の支援
環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証取得に対する補助。補助率1/2、上限30万円。
(補助件数：2件)

(3) 家庭向け地球温暖化対策の実施

家庭における地球温暖化防止に向けた取組を推進するため、普及啓発を広く実施しました。

- ① おうちでCO₂削減(コツコツ)削減事業の実施
 - ・夏の省エネ啓発及び実態調査
家庭での省エネを進める具体的取組として、「冷蔵庫」の利用方法に関する実態調査及び買換を促した。
 - ・冬の省エネキャンペーン
冬季の家庭における省エネの取組について分かりやすく紹介したリーフレットを作成し、市町村、県内の公共施設に配布しました。
 - ・エコドライブ推進キャンペーン
11月のエコドライブ推進月間に合わせ、エコドライブを普及し燃費の節減に併せ自家用車のCO₂削減を図るキャンペーンを実施しました。
月間のスタートに合わせ、国道9号沿線を中心に5市1町において、市町及び地域協議会、地球温暖化防止活動推進員の協力により、エコドライブパンフレットの配布を行う一斉街頭啓発を行いました。
 - ・マイバック利用推進啓発
3R推進の一環として、買い物時にマイバッグの持参、レジ袋使用の抑制を呼びかける取組

を実施しました。平成26年度には新たに奥出雲町においてレジ袋無料配布中止の取組が始まり、この取組は8市1町に広がりました。

また、鳥根県と包括業務提携協定を締結している株式会社ローソン及び株式会社ファミリーマートの各店舗においても、県民へのレジ袋削減の周知に協力頂きました。

② エコライフチャレンジしまね（環境家計簿）の実施

環境家計簿（家庭で使う電気、ガス、灯油、水道及びガソリンの使用量の記帳（入力）を使い、家庭のエネルギー消費の診断コメントを作成・送付し、家庭での身近な温暖化防止の取組を推進しました。

また、家庭の省エネポータルサイト「しまねエコビレッジ」により、家庭の省エネに関する情報をより広く提供し、具体的な省エネ行動を促しました。

(4) 「しまねCO₂ダイエット作戦」の実施

CO₂排出削減につながる省エネルギー・3R活動など、県民の環境に配慮した行動に対して、協賛店舗が独自にサービスを提供する取組をPRしました。

（協賛店舗数：579店舗）

(5) 地球温暖化防止活動推進員の連携強化事業

鳥根県地球温暖化防止活動推進員については、推進員への支援強化、推進員の資質向上のための研修、視察及び制度・推進員の認知度向上の3点を中心に制度を運営しています。

なお、推進員の資質向上のための研修・視察については2ヶ年で計8回実施する様に体系化が図られ、これに基づき計5回の研修を実施しました。

また、認知度向上の取組として、愛称を募集し、「しまねエコライフサポーター」に決定しました。

(6) 鳥根県地球温暖化対策協議会の運営

鳥根県地球温暖化対策実行計画（平成23年3月策定）の進行管理を行うことを目的として設立した「鳥根県地球温暖化対策協議会」を9月に開催し、3部会（生活、事業者、行政）の平成26年度事業報告及び平成27年度事業計画を説明しました。

また、平成26年度の実行計画の進行管理について報告しました。

(7) 電気自動車用充電器の設置

① 県設置の急速充電器

電気自動車の普及啓発を図るため、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金を活用して、電気自動車用の急速充電器をモデル的に設置しました。

【県設置の急速充電器一覧】

| | | | |
|--------|--------------|------------------|-------------|
| | 浜田（アクアス） | 出雲（浜山公園） | 松江（メッセ） |
| 住所 | 浜田市久代町1117-2 | 出雲市大社町北荒木1868-10 | 松江市学園南1-2-1 |
| 供用開始日 | H26.4.1～ | H26.12.15～ | H26.12.15～ |
| 利用料金 | 無 料 | | |
| 利用可能日 | 365日 | 12/29～1/3以外 | 365日 |
| 利用可能時間 | 8：30～22：00 | 8：30～20：30 | 24時間 |

※上記のほか、県企業局が江津市松川町に1基設置しました。（平成27年3月）

② 普通充電器

県本庁舎1基 浜田合同庁舎1基 電気自動車2台（平成25年度）

第3章 地球環境保全の積極的推進

2 環境にやさしい率先実行計画の取り組み【環境政策課】

平成12年度から県の全機関において、「環境にやさしい率先実行計画」に基づき、環境に配慮した事務及び事業活動に取り組んでいます。

平成23年3月には新たに指定管理施設等も計画の対象に加え、「環境にやさしい率先実行計画」の第3期計画を策定しました。

計画では、平成27年度までに平成21年度比でCO₂排出量の6%削減を目標に掲げています。

表3-1-3 環境にやさしい率先実行計画取組状況（平成26年度）

| 実行目標 | | 平成21年度 (基準年) | 平成26年度 | 対基準 年比 (%) |
|-----------------------------|--------------------------|-----------------|-------------|---------------|
| CO ₂ 排出量を6%削減する。 | 排出量 (t-CO ₂) | 89,565 | 88,873 | -3.2 |
| 電気の使用量を7%削減する。 | 使用量 (kWh) | 105,708,261 | 107,428,471 | -2.0 |
| 灯油の使用量を3%削減する。 | 使用量 (l) | 2,799,657 | 2,577,237 | -2.9 |
| A重油の使用量を6%削減する。 | 使用量 (l) | 1,258,421 | 897,396 | -14.8 |
| LPGの使用量を5.5%削減する。 | 使用量 (kg) | 423,634 | 326,217 | -32.7 |
| 都市ガスの使用量を1%削減する。 | 使用量 (m ³) | 1,692,419 | 2,001,543 | 2.0 |
| 庁舎に使用するガソリンを1%削減する。 | 使用量 (l) | 8,401 | 8,233 | -4.2 |
| 庁舎に使用する軽油を2%削減する。 | 使用量 (l) | 22,822 | 28,063 | 14.1 |
| 公用車に使用するガソリンを1%削減する。 | 使用量 (l) | 1,651,712 | 1,585,569 | -1.1 |
| 公用車に使用する軽油を3.5%削減する。 | 使用量 (l) | 171,727 | 186,436 | -5.4 |
| 船舶に使用する軽油を4.5%削減する。 | 使用量 (l) | 384,702 | 336,722 | 3.5 |
| 船舶に使用する重油を4.5%削減する。 | 使用量 (l) | 888,460 | 736,750 | -21.3 |
| コピー用紙の使用量を6%削減する。 | 購入量 (t) | 451 | 536 | 3.1 |
| 上水道の使用量を12%削減する。 | 使用量 (m ³) | 925,488 | 813,382 | -5.4 |

3 グリーン購入の推進【環境政策課】

平成13年4月「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」が全面施行されたことを受けて、本県でも13年11月から「島根県グリーン調達推進方針」を定め、県のすべての機関で取り組んでいます。

平成26年度の対象品目全体でのグリーン調達率（対象品目の調達数量に占めるグリーン調達適合品の割合）は95.1%でした。

また、平成16年度、循環資源を利用した製品の普及・利用を図るための「しまねグリーン製品認定制度」を創設し（4-1-1(4)参照）、この制度における認定製品についても率先して調達していくこととしています。

4 地域新エネルギーの導入促進【地域政策課】

(1) 島根県地域新エネルギー導入促進計画

環境負荷の少ない身近にあるエネルギーの有効活用を図るとの考え方に立って、平成11年3月に「島根県地域新エネルギー導入促進計画」を策定し、2010年度における導入目標を立てて取り組んできました。

しかし、計画策定後において、京都議定書の発効や「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)の施行、新エネルギー技術の進展等、エネルギーと環境を取り巻く状況が劇的に変化したことから、2008年6月に同計画を改定し、2010年度導入目標を修正するとともに、新たに2015年度導入目標を定めました。

地域新エネルギーの導入については、平成23年3月に策定された「第2期島根県環境基本計画」にも掲げられており、「島根県地域新エネルギー導入促進計画」は、この環境基本計画の実施計画としても位置づけられるものです。

(2) 再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する新たな県計画の策定

平成23年に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故をはじめとして、エネルギーを巡る国内外の情勢が大きく変化する中、平成26年4月に国は第4次となる「エネルギー基本計画」を策定しました。

このエネルギー基本計画を踏まえ、国の政策が大きく転換する中、県においても再生可能エネルギーの導入等の目標や施策の方向性について検討する必要性が生じたことから、平成26年7月に「再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する新たな県計画策定検討委員会」を立ち上げ、7回にわたる議論を経て、平成27年3月に最終報告書が提出されました。

また、平成27年2月に議員提案により制定された「島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」が制定され、この条例に基づく基本計画を最終報告書と整合性を図りながら策定することとしました。

(3) 地域新エネルギーの導入促進

実用段階にある太陽光や風力などの再生可能なエネルギーの積極的な導入促進を図るとともに、その他の地域新エネルギーについても普及啓発・情報提供を行い、「島根県地域新エネルギー導入促進計画」の進行管理に努めながら、導入目標の達成を目指します。

なお、地域新エネルギーを効果的・効率的に導入するためには、技術的・経済的な実用可能性や賦存量を含めた地域特性を考慮し、取り組むことが必要です。

(4) 平成26年度における導入状況等

① 平成26年度における導入状況

平成26年度末現在における主な新エネルギーの導入状況は、次のとおりです。

| | |
|----------------|-----------------------|
| ・ 太陽光発電 | 132,913kW (28,000kW) |
| ・ 風力発電 | 128,254kW (270,000kW) |
| ・ バイオマス熱利用 | 780kL (1,500kL) |
| ・ 水力発電 | 7,335kW (7,538kW) |
| ・ クリーンエネルギー自動車 | 26,530台 (5,100台) |

(注) () 内数字は2015年度(平成27年度)目標数字です。

第3章 地球環境保全の積極的推進

② 平成26年度の主な実施事業

○地域貢献型再生可能エネルギー創出モデル事業

市町村に対して、地域貢献に繋がる再生可能エネルギーを導入するにあたって必要な経費（調査研究費等）の一部補助を行いました。

・平成26年度補助実績：3市町

○再生可能エネルギー事業化促進事業

県内市町村、法人及びその他の団体に対して、再生可能エネルギーを利用した発電や熱供給事業を実施するための事業可能性調査について、必要な経費の一部を補助しました。

・平成26年度補助実績：2団体

○太陽光発電等導入支援事業

個人が設置する太陽光発電等の設備に対し、市町村を通じた補助を行いました。

・平成26年度補助実績：1,054件

○エネルギー教室・研修会の実施

次世代を担う小学校高学年及び中学生を対象に、エネルギー問題や地球温暖化問題等から再生可能エネルギーの必要性を伝えるとともに、理解を深めてもらうためエネルギー教室を開催しました。

また、県民を対象としたエネルギー研修会を開催しました。

・平成26年度エネルギー教室開催校数：10市町23校

エネルギー研修会開催数：2市町2回

(5) 地域新エネルギーの導入効果

2012年度における地域新エネルギーの導入実績を原油換算すると、年間約115千kLとなり、地域新エネルギーが全く導入されていない状況を仮定した場合と比較すると、二酸化炭素の排出量は年間約26万t削減されます。

また、この二酸化炭素排出削減量約26万tは、鳥根県地球温暖化対策実行計画における1990年を基準とした2020年における温室効果ガス削減目標量128万7千tの20.2%になります。

5 企業・団体等が参加する森づくりによるCO₂吸収認証の実施【森林整備課】

平成22年度から、県では、企業・団体等が自ら実践又は森林整備に必要な資金援助を通じて行った植栽や間伐などの森林保全活動に対し、地球温暖化防止への貢献度を認証しています。

貢献度の評価は、活動の対象となった森林及び活動内容から1年間のCO₂吸収量を算定し認証するものです。

平成26年度認証 件数：17件（対象者 10企業、4団体）

認証CO₂量：503t-CO₂/年

表3-1-4 平成26年度CO₂吸収認証実績一覧

| 認証区分 | 企業名 | 場所 | 作業区分 | 面積 (ha) | 認証量 (t-CO ₂ /年) | |
|-------------|---------------------|---------|----------|--------------|----------------------------|------|
| 実践型 | 株式会社マサコーポレーション | 松江市八雲町 | 下刈 | 1.04 | 4.00 | |
| | 山陰酸素工業株式会社 | 仁多郡奥出雲町 | 下刈 | 1.17 | 4.50 | |
| | 三井住友海上火災保険株式会社山陰支店 | 大田市大森町 | 下刈 | 1.30 | 6.29 | |
| | 島根県土地改良事業団体連合会 | 雲南市大東町 | 下刈・植栽 | 0.52 | 1.95 | |
| | 島根県森林土木技術協会 | 松江市八雲町 | 下刈・植栽 | 0.80 | 3.08 | |
| | 社団法人島根県トラック協会 | 松江市玉湯町 | 下刈 | 1.62 | 11.53 | |
| | 株式会社山陰合同銀行 | 大田市大森町 | 松江市西忌部町 | 下刈 | 0.86 | 3.31 |
| | | | 下刈 植栽 | 2.90 0.50 | 14.77 2.37 | |
| 株式会社山陰中央新報社 | 松江市玉湯町 | 下刈・植栽 | 4.13 | 18.00 | | |
| 活動支援型 | 島建コンサルタント株式会社 | 出雲市湖陵町 | 植栽 | 0.13 | 0.50 | |
| | | 出雲市浜町 | 下刈 | 0.19 | 1.20 | |
| 寄附型 | コカ・コーラウエスト(株) | 松江市玉湯町 | 間伐 | 2.32 | 19.07 | |
| | | 出雲市多伎町 | 間伐 | 5.40 | 27.84 | |
| | | 邑智郡川本町 | 間伐 | 5.59 | 32.12 | |
| | 有限会社日東ベンディング中国松江営業所 | 松江市玉湯町 | 間伐 | 0.82 | 7.45 | |
| | キリンビバレッジ(株)中四国地区本部 | 隠岐郡西ノ島町 | 下刈 | 2.14 | 7.46 | |
| 植栽 | | | 0.63 | 2.34 | | |
| 日立金属(株)安来工場 | 安来市広瀬町 | 間伐 | 8.58 | 60.10 | | |
| 寄附者提案型 | 公益財団法人いづも財団 | 別表 | 植栽・下刈・除伐 | 70.35 | 275.63 | |
| 計 | | | | 110.99 | 503.51 | |

別表 (ふるさとの森再生事業)

| 認証区分 | 企業名 | 場所 | 作業区分 | 面積 (ha) | 認証量 (t-CO ₂ /年) |
|--------|-------------|---------|-------|---------|----------------------------|
| 寄附者提案型 | 公益財団法人いづも財団 | 松江市山代町 | 植栽・下刈 | 3.00 | 11.55 |
| | | 飯石郡飯南町 | 植栽・下刈 | 9.61 | 37.00 |
| | | 出雲市東神西町 | 植栽・下刈 | 15.00 | 61.46 |
| | | 邑智郡美郷町 | 除伐 | 5.00 | 17.10 |
| | | 鹿足郡津和野町 | 植栽 | 3.39 | 13.05 |
| | | 隠岐郡西ノ島町 | 植栽・下刈 | 7.42 | 28.57 |
| | | 隠岐郡知夫村 | 植栽・下刈 | 3.61 | 13.90 |
| | | 雲南市加茂町 | 植栽 | 1.72 | 6.62 |
| | | 大田市祖式町 | 植栽 | 6.69 | 25.76 |
| | | 邑智郡邑南町 | 植栽 | 3.48 | 13.40 |
| | | 江津市川平町 | 植栽 | 8.65 | 36.52 |
| 隠岐郡海士町 | 植栽 | 2.78 | 10.70 | | |
| 計 | | | | 70.35 | 275.63 |

第2節 フロン対策の推進【環境政策課】

1 フロン対策の推進

フロン類はオゾン層破壊の原因物質であるだけでなく、二酸化炭素と比べ100～10,000倍以上の温室効果があることで知られています。フロン類についてはモントリオール議定書及びオゾン層保護法により全廃及び生産規制等の措置が講じられてきましたが、今後課題となるのは、過去に生産された冷蔵庫やカーエアコン等の機器の中に充填された形で残っているフロン類の回収・破壊の促進です。

これらについては既に法制度化されており、廃家電製品（廃冷蔵庫・廃エアコン）からのフロン類については「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、業務用冷凍空調機器については「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」、カーエアコンについては「使用済み自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）」によりフロン類の回収が義務づけられています。

フロン回収・破壊法は平成19年10月に改正され、製品の整備時におけるフロン類回収義務・報告義務が明確化されたほか、行程管理制度の導入等により業務用冷凍空調機器の廃棄時等における回収強化策が導入されました。しかし、フロン類廃棄時等回収率は依然として低調であり、さらなる回収率の向上が課題となっています。また、平成21年の経済産業省調査で、使用中の冷媒フロン類の漏えいが従前の見込みより相当大きいことが判明し、対策の必要性が出てきました。

こうした状況を踏まえ、平成25年6月に改正フロン回収・破壊法が公布され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と改まり、フロン類使用製品のライフサイクル全体を対象に「使用の合理化と管理の適正化」が求められるようになりました。

第3節 酸性雨対策の推進【環境政策課】

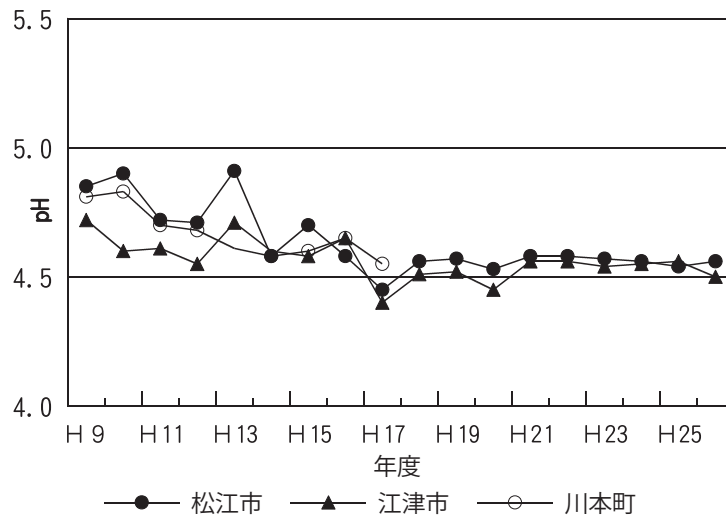
1 酸性雨調査

酸性雨とは、大気中の窒素酸化物や硫黄酸化物などが長距離に移流し拡散するうちに酸化し、雨水や霧となって降下したもので、通常pH5.6以下の場合をいいます。

本県における酸性雨の実態把握とその酸性化機構解明を目的に、県内2地点（松江、江津、平成17年度まで川本）で調査を行っています。

平成26年度における年平均pHは松江：4.57、江津：4.51でした。この値は平成18年度以降の年平均値と同じレベルでしたが、長期的には酸性化が進んでいる傾向が見られます。

図3-3-1 松江、江津、川本におけるpH年平均値の経年変化



2 酸性雨長期モニタリング（東アジア酸性雨モニタリングネットワーク～EANET）

酸性雨は、その原因物質の発生源から数千キロメートルも離れた地域にも沈着する性質があり、国を越えた広域的な環境問題となっています。

また、東アジア地域の国々は近年めざましい経済成長を遂げる一方、エネルギー消費量の増加による大気汚染問題や酸性雨による悪影響が懸念されています。

国では、東アジア地域全体を対象とした酸性雨モニタリングネットワークの必要性から、東アジアモニタリングネットワーク（EANET）を構築し、平成13年1月から本格的に稼働しています。

現在、東アジアの13カ国が参加しており、活動目的は次のとおりです。

- (ア) 東アジア地域における酸性雨問題の状況に関する共通理解の形成を促進する。
- (イ) 酸性雨による環境への悪影響を防ぐため、国や地域レベルでの政策決定に有益な情報を提供する。
- (ウ) 参加国間での酸性雨問題に関する協力を推進する。

国内にはEANETモニタリング地点が12地点あり、特に島根県は東アジア地域の影響を受けやすい立地状況にあることから、隠岐測定所（隠岐の島町）と蟠竜湖測定所（益田市）の2地点が配置されています。

蟠竜湖地点では大気調査のほか、陸水の調査も実施しており、長期モニタリング地点としてその調査結果が重要視されています。

このため、島根県では測定所の管理運営や試料採取・分析の業務を担当しています。

